

長門市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長門市は、山口県の北西部に位置し、地域の面積は、357.31 平方キロメートルで、東は萩市、南は下関市、美祢市に接している。

市内では高齢化が進展しているうえ、公共交通不便地域が広範に存在し、住民の交通手段を確保することが必要であったことから、だれもがどこでも最低限の交通サービスを享受できるまちを目指して、地域間幹線系統と接続するフィーダー系統(デマンド交通)を組み合わせることで、生活交通ネットワークの再構築を進め、令和 4 年 10 月に市内全域に「デマンド交通」を導入し、交通空白地域を解消した。

しかし、今後も続く人口減少や高齢者の運転免許保有率の上昇による公共交通利用者層の減少を見据えると、住民の移動ニーズを踏まえた更なる利便性の向上と、需給バランスの取れた効率的な公共交通サービスが求められる。

こうした状況を踏まえ、より効率的で利便性が高く、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築するため令和 5 年 3 月に「長門市地域公共交通計画」を策定したところである。

今後も引き続き、利用者ニーズの変化に対応できるよう J R ・バス・デマンド交通等も含めた地域の輸送資源を効率的に利用し、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを構築していく必要がある。

地域	公共交通の現況
俵山地区	市中心部方面及び下関市方面へのサンデン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。H25.12～NPO 法人ゆうゆうグリーン俵山が公共交通空白地有償運送を実施。バスの減便に伴い R6.4 よりデマンド交通の便数を増便。
向津具地区	市中心部方面へのブルーライン交通が運行する路線バスが地区南部を横断。H25.12～NPO 法人むかつくが公共交通空白地有償運送を行っている。
日置地区	H28.4～J R 古市駅に結節する人丸タクシーが運行するデマンド型乗合タクシーが地区内を縦断。(R3.10～営業区域を拡充、運行便数を増加し、古市タクシーがデマンド型乗合タクシーを運行) R6.4 より通学便を除く時間帯においてダイヤフリーのオンデマンド運行を実施。
渋木・真木地区	R3.10～新日本観光交通が運行するデマンド型乗合タクシーが地区内及び市中心部方面を縦断。
油谷地区	市中心部方面へのブルーライン交通が運行する路線バスが地区内を横断。R3.10～人丸タクシーが運行する乗合タクシーが地区内を横断。
青海島地区	市中心部方面及び下関市方面へのサンデン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。R3.10～長門山電タクシーが運行するデマンド型乗合タクシーが地区内及び市中心部方面へ縦断。
湯本地区	市中心部方面及び下関市方面へのサンデン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。R3.10～湯本地区を営業区域としたデマンド交通を導入。また、市内循環線バス廃止 (R6.3) に伴い、R6.4 よりデマンド交通の便数を増便。

黄波戸・西深川地区	黄波戸地区においては、市中心部方面及び油谷方面へのブルーライン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。 西深川地区においては市中心部方面及び下関市方面へのサンデン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。 R4. 10～黄波戸・西深川地区を営業区域としたデマンド交通を導入。また、市内循環線バス廃止（R6. 3）に伴い、R6. 4 よりデマンド交通の便数を増便。
三隅地区	市中心部方面及び美祢市・萩市方面への防長交通が運行する路線バスが地区内を縦断。R4. 10～三隅地区を営業区域としたデマンド交通を導入。 秋芳洞～青海大橋線及び野波瀬～青海大橋線の路線廃止（R7. 3）に伴い、R7. 4 よりデマンド交通の便数を増便。
長門市街地区	美祢市・萩市方面への防長交通が運行する路線バス、下関市方面へのサンデン交通が運行する路線バスが地区内を縦断。R4. 10～青海島地区・湯本市区の営業区域に長門市街地区を加え、デマンド交通を導入。市内循環線バス廃止（R6. 3）に伴い、R6. 4 よりデマンド交通の便数を増便。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

1. 地域における新たな公共交通としてデマンド交通の周知を図り、普及していくことで、令和9年度の年間利用者数を 18,000 人以上とすることを目標値とします。

（長門市地域公共交通計画：P 53 参照）

≪デマンド交通実績、R7 年度目標値≫※R5 年度実績と R6 上半期実績から設定

運行区域	R5 年度 (R4. 10～R5. 9)		R6 年度上半期 (R5. 10～R6. 3)		R7 年度 年間目標値 (人)
	利用人数 (人)	1 日平均 (人)	利用人数 (人)	1 日平均 (人)	
俵山地区	3,272	12.8	1,771	14.1	3,270
向津具地区	1,790	7.0	716	5.7	1,390
日置地区	4,135	16.2	2,301	18.2	4,910
渋木・真木地区	1,082	4.2	496	3.9	1,120
油谷地区	854	3.3	432	3.4	890
青海島地区	2,261	8.8	1,279	10.1	2,830
（青海島）市街地区	114	0.4	139	1.1	350
湯本地区	659	2.6	643	5.1	1,310
（湯本）市街地区	159	0.6	153	1.2	430
黄波戸・西深川地区	633	2.5	461	3.7	1,870
三隅地区	1,608	6.3	1,044	8.3	5,630
合 計	16,567	6.5	9,435	6.8	24,000

R 8～9 年度目標値 ※R 5 年度実績と R 6 上半期実績、高齢化率も踏まえて設定

運行区域	R 8 年度 年間目標値 (人)	R 9 年度 年間目標値 (人)
俵山地区	3,100	3,000
向津具地区	1,300	1,200
日置地区	4,800	4,700
渋木・真木地区	1,100	1,000
油谷地区	850	800
青海島地区	2,800	2,700
(青海島)市街地区	500	500
湯本地区	1,300	1,200
(湯本)市街地区	500	500
黄波戸・西深川地区	1,900	1,800
三隅地区	2,200	2,100
合 計	20,350	19,500

2. 地域における新たな公共交通としてデマンド交通を持続させるため、令和 9 年度の収支率を 7.0%（経常収入：6,210 千円、経常費用 89,000 千円、公費負担額：82,790 千円）とすることを目標値とします。

令和 7 年度 6.8%

（経常収入：6,600 千円、経常費用 96,600 千円、公費負担額：90,000 千円）

令和 8 年度 7.0%

（経常収入：6,400 千円、経常費用 91,400 千円、公費負担額：85,000 千円）

（長門市地域公共交通計画：P 53 参照）

《デマンド交通収支率》

令和 5 年度（R 4.10 月～R 5.9 月）

6.4%（経常収入：5,163 千円、経常費用 80,638 千円、公費負担額：75,475 千円）

（2）事業の効果

公共交通不便地域の解消となり、医療施設・商業施設等への住民の移動手段を確保するとともに、住民の外出機会を増やし、福祉の向上に資することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・バス路線図、時刻表（路線バス・ＪＲ）に加え、利用者の居住地域から主要目的地（商業施設や病院等）への移動ルート（乗継ポイントや乗継ダイヤ等）を具体的に説明するなど、公共交通に関する情報を掲載したバスブック（ＪＲ・バス総合時刻表）を作成し、ホームページにアップすることと併せて希望者には冊子を配布するほか、公共施設や中心部の主要商業施設、病院などで配布する。また、「ＱＲコード」による電子版バスブックの推進も促進する。 （実施主体：長門市） ・交通結節点等に主要施設や主要観光地等を付記した詳細なバス路線の案内板（バス路線図）を計画的に設置。（実施主体：長門市） ・AI オンデマンド交通運行アプリを導入し、最適な車両台数やサービスの提供、交通データ分析を行う。（実施主体：長門市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
○補助対象経費から国庫補助金額の差額分を引いた額を補助金として長門市が負担
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者アンケート ・事業者、住民ヒアリング
7. 別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
・地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし
8. 別表１の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
・地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
・地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
・補助金交付要綱「表５」添付 ○長門市は全域が過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域に指定されている。
11. 車両の取得に係る目的・必要性
・車両の取得を行わないため記載なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
・車両の取得を行わないため記載なし

1 3. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
・ 車両の取得を行わないため記載なし
1 4. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
・ 公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし
1 5. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
・ 貨客混載を行わないため記載なし
1 6. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
・ 貨客混載を行わないため記載なし
1 7. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
・ 貨客混載を行わないため記載なし
1 8. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和 2 年度 第 1 回 令和 2 年 7 月 30 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、合意 - 第 2 回 令和 2 年 12 月 25 日（書面協議） 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意 - 第 3 回 令和 3 年 2 月 18 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、合意 ・ 令和 3 年度 第 1 回 令和 3 年 5 月 17 日（書面協議） 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 - 第 2 回 令和 3 年 6 月 29 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、合意 - 第 3 回 令和 3 年 8 月 20 日（書面協議） 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 - 第 4 回 令和 3 年 9 月 22 日（書面協議） 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 - 第 5 回 令和 3 年 10 月 27 日（書面協議） 自家用有償旅客運送更新を協議、合意 - 第 6 回 令和 3 年 12 月 21 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意 - 第 7 回 令和 3 年 3 月 18 日 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 ・ 令和 4 年度 第 1 回 令和 4 年 6 月 27 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、合意 - 第 2 回 令和 4 年 10 月 4 日（書面協議） 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 - 第 3 回 令和 4 年 12 月 13 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意 長門市地域公共交通計画素案検討 - 第 4 回 令和 5 年 3 月 13 日 地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意 長門市地域公共交通計画案承認

- ・ 令和 5 年度 第 1 回 令和 5 年 6 月 19 日
地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、合意
- 第 2 回 令和 5 年 12 月 19 日
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意
- 第 3 回 令和 6 年 1 月 16 日（書面協議）
長門市観光旅行者周遊促進事業について協議、合意
- 第 4 回 令和 6 年 2 月 26 日
地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意
- ・ 令和 6 年度 第 1 回 令和 6 年 6 月 28 日
地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統確保維持事業）
について協議、合意
- 第 2 回 令和 6 年 10 月 27 日（書面協議）
自家用有償旅客運送更新を協議、合意
- 第 3 回 12 月 19 日
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、合意
- 第 4 回 令和 7 年 2 月 26 日
地域内フィーダー系統運行計画について協議、合意

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 令和 2 年 8 月 「青海島地区」「湯本地区」においてアンケート調査実施。
- ・ 令和 3 年 4 月 「向津具地区」「俵山地区」においてデマンド運行日を週 3 日から
週 5 日に拡充
- 8～9 月 「仙崎地区」「黄波戸地区」「長門市街地区」「三隅地区」に
おいてアンケート調査実施
- 10 月 「日置地区」のデマンド運行区域拡大
「渋木・真木地区」「油谷地区」「青海島地区」「湯本地区」で
デマンド交通運行開始
（「渋木・真木地区」「津黄・後畑地区」の乗合タクシー廃止）
- ・ 令和 4 年 10 月 「青海島地区」「湯本地区」運行区域拡大（市街地追加）、
「黄波戸・西深川地区」「三隅地区」でデマンド運行開始
- ・ 令和 5 年 10 月 各地区（地区支え合い会議等）でデマンド交通説明会を実施。
- ・ 令和 6 年 12 月 三隅地区（自治会長集会）において、デマンド交通説明会を
実施。（バス減便への対応）
デマンド交通に対する意見、要望を集約

上記以外に随時、事業者ヒアリングを実施。各系統利用者の意見、地元の要望を踏まえ、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、随時、検討を行っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 山口県長門市東深川 1339 番地 2

（所 属） 長門市役所 経済観光部 産業政策課 （氏 名） 桑原 紀聖

（電 話） 0837-23-1138 （e-mail） kuwahara.norimasa@city.nagato.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
長門市	特定非営利活動法人ゆ うゆうグリーン俵山	(1) 俵山系統		俵山地区		往 km 復 km	257日	1230回			区域運行	① ②(1)	・補助対象地域間幹線バス 系統(サンデン交通、下関 駅～大泊系統、接続バス停 名:俵山公民館、長門市 駅) ・バス停留所近接 ・乗継に適したダイヤ設定 ・JR山陰本線:長門市駅と 接続	③
	特定非営利活動法人む かつく	(2) 向津具系統		向津具地区		往 km 復 km	257日	600回			区域運行	②(1)	・地域間幹線バス系統(ブ ルーライン交通、油谷島～ 古市駅線、接続バス停名: 久津、上小田) ・バス停留所近接 ・乗継に適したダイヤ設定	③
	古市タクシー有限会社	(3) 日置系統		日置地区		往 km 復 km	257日	1550回			区域運行	②(1)	・JR山陰本線:長門古市駅 と接続 ・地域間幹線バス系統(ブ ルーライン交通、油谷島～ 古市駅線、バス停名:古市 駅) ・バス停留所近接 ・乗継に適したダイヤ設定	③
	人丸タクシー株式会社	(4) 油谷系統		油谷地区		往 km 復 km	257日	600回			区域運行	②(1)	・JR山陰本線人丸駅と接続 ・地域間幹線バス系統(ブ ルーライン交通、油谷島～ 古市駅線、接続バス停名: 人丸駅) ・バス停留所近接 ・乗継に適したダイヤ設定	③
	新日本観光交通株式会 社	(5) 渋木・真木系統		渋木・真木地区		往 km 復 km	257日	700回			区域運行	① ②(1)	・JR美祢線:渋木駅と接続 ・補助対象地域間幹線バス 系統(サンデン交通、下関 駅～大泊系統、接続バス停 名:長門湯本温泉)・バス停 留所近接 ・乗継に適したダイヤ設定	③
	長門山電タクシー有限 会社	(6) 青海島系統		青海島・ 長門市街 地区		往 km 復 km	257日	1430回			区域運行	① ②(1)	・補助対象地域間幹線バス 系統(サンデン交通、下関 駅～大泊系統、接続バス停 名:大泊、長門市駅) ・バス停留所近接 ・乗継に適したダイヤ設定	③

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)													7年度	
長門市	富士第一交通有限会社	(7) 湯本系統		湯本・ 長門市街 地区		往 km 復 km	257日	1120回			区域運行	① ②(1)	・JR美祢線:長門湯本駅と 接続 ・補助対象地域間幹線バス 系統(サンデン交通、下関 駅～大泊系統、接続バス停 名:長門湯本温泉)・バス停 留所近接 ・乗継に適したダイヤ設定	③
	富士第一交通有限会社	(8) 黄波戸西深川系統		黄波戸・西 深川地区		往 km 復 km	257日	750回			区域運行	① ②(1)	・JR:黄波戸駅(山陰線)、 板持駅(美祢線)と接続 ・補助対象地域間幹線バス 系統(サンデン交通、下関 駅～大泊系統、接続バス停 名:板持) ・地域間幹線バス系統(ブ ルーライン交通:油谷島～ センザキツチン線、バス停 名:黄波戸駅) ・バス停留所近接 ・乗継に適したダイヤ設定	③
	新日本観光交通株式会 社	(9) 三隅系統		三隅地区		往 km 復 km	257日	1450回			区域運行	① ②(1)	・JR山陰線:長門三隅駅と 接続 ・地域間幹線バス系統(防 長交通:青海大橋～秋芳洞 系統、バス停名:長門三隅 駅、長門市駅) ・バス停留所近接 ・乗継に適したダイヤ設定	③

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

三隅地区地域内フィーダー系統運行計画（案）

1 デマンドの方式

- (1) 営業区域内で予約のあった地点と所定の発着地(市街地方面含む)の間を運行
- (2) 電話による予約制とし、予約のない場合は運行しない。
(原則：利用便の1時間前までに予約)
- (3) 事前に利用会員として登録することが必要。
- (4) 2人以上から予約があった場合は、各予約地点を回り、利用者は乗り合わせる。

2. 地区・営業区域

地 区	営業区域
三隅地区	滝坂、一の瀬、三隅中畑、杉山、樅の木、宗頭、兎渡谷、麓、上中小野、下中小野、辻並、大竹、正楽寺、市、湯免、三隅中村、土手、久原、生島、津雲、飯井、向山、上東方、下東方、小島、野波瀬、豊原、二条窪、平野、浅田、殿村新開、向開作、沢江、上ゲ



▲営業区域・基本運行ルート図

3. 運送の区間

地区	運送の区間	起点	主な経由地	終点
三隅	三隅地区内ー長門市中心市街地	三隅地区内	下記乗降場所	長門市中心市街地

4. 乗降場所 自宅（付近）及び以下に定める地点

▼自宅以外の乗降場所

三隅地区内のバス停、**明倫小学校**、長門三隅駅、サンマート三隅店、Aコープ、長門市役所、長門市駅、岡田病院、斎木病院、センザキッチン、フジ長門店、長門総合病院（他公共機関、医療機関、商業施設）

5 計画運行日数・回数

- ・週 5 日運行（月曜日～金曜日）※土・日・年末年始（12/29～1/3）運休
- ・1 日 9 回運行（出便：4 便、戻り便：5 便）

6 運行ダイヤ

往路（出便）	1 便	2 便	3 便	4 便
時間	7:30 頃	9:00 頃	10:30 頃	13:00 頃

復路（戻便）	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便
時間	11:00 頃	14:00 頃	15:10 頃	16:00 頃	18:30 頃

※往路 1 便、復路 3 便、4 便は通学生優先便

7. 運行車両

2 台【うち 1 台はジャンボタクシー（旅客定員 8 人以上） 1 台）

8. 運賃及び利用方法

（1）運賃

利用区間 \ 運賃	大人	障がい者※ ¹ （大人）	小学生	障がい者※ ¹ （小学生）	未就学児※ ²
三隅地区内（営業区域内）	300 円	150 円	100 円	50 円	無料
三隅地区内（営業区域内）⇄ 長門中心市街地	600 円	300 円	200 円	100 円	無料

※1：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者を介助する者

※2：保護者同伴の未就学児

★回数券：6,000 円（600 円×12 枚綴り）、3,000 円（300 円×12 枚綴り）

（2）事前に電話予約が必要（利用便の 1 時間前までに予約。）

（3）利用会員として登録することが必要

9. 利用実績

	運行日数	利用者数	1 日当たり 平均利用者数
令和 4 年度（R4 年 10 月～R5 年 3 月）	125 日	724 人	5.7 人/日
令和 5 年度（R5 年 4 月～R6 年 3 月）	254 日	1,928 人	7.6 人/日

10. 運行主体

新日本観光交通株式会社

11. その他

令和 4 年 10 月 1 日運行開始 令和 4 年 10 月 17 日（変更）

令和 7 年 4 月 1 日（変更）